

令和5年度 第2回伊予市環境審議会 会議録

日 時 令和6年2月9日(金) 10時から12時

場 所 伊予市庁舎3階庁議室

出席委員 治多 伸介、篠崎 健一、對尾 眞也、小野 二三男
小笠原 良雄、大本 孝志、山田 智香子、香西 恵子

事務局 環境政策課 久保 貴比古、松田 智樹、上岡 悟史、北谷 智史
上下水道課 長岡 崇、堀内 英幸、山田 仁

傍聴者 なし

1 開会

伊予市環境基本条例第26条第2項の規定により、過半数の出席を得ていることから、会議の成立を確認した。

2 議事

(1) 伊予市一般廃棄物処理基本計画(案)について

(会長)

議事の(1)伊予市一般廃棄物処理基本計画(案)について、事務局から説明をお願いする。

(事務局)

資料1、一般廃棄物処理基本計画(案)について、説明させていただく。

前回の審議会と後日文書にて依頼した意見照会で、委員からいただいた意見を反映する形で見直しを行った。修正箇所のみ説明させていただく。

34ページ、温室効果ガス、CO₂に関してどこまで書き込むかという意見があった。(3)本計画の目標値設定の欄の説明文5行目「なお～…」という表現で追記した。

同じく34ページ下部、本計画の目標値について、目標値が高いのではないかとの意見があった。ごみ排出量等の推計から現実と大きく乖離しないよう改めて目標値を設定した。

38ページ、下部(4)中継処理施設について、現段階での伊予地区清掃センターの今後の方針を追記した。

また、16ページ、総資源化量のパーセンテージ等、誤りがあった箇所や誤字、脱字等その他全体を再確認し軽微な訂正を行った。

第1編「計画の基本的事項」、第2編「ごみ処理編」についての説明を終わる。

なお、この基本計画については、資料2の概要版を作成した。本編からピックアップした内容である。

(会長)

では、第1編、第2編について御意見、御質問を頂戴したい。

(委員)

松山市大可賀までごみを運搬することで、非常に費用が高くなる。松山市の処理場を使うメリット、デメリットに関し、デメリットの方が大きいのではないかと感じる。

伊予地区清掃センターを解体するのではなく何か新設を考えてはどうか。今、再生可能エネルギーの活用をしなければならない。2050年のカーボンニュートラル達成のためにも大事である。跡地にバイオマス発電所を作ったらどうか。市民の意見としても何か作ったら、有効活用すればと思うのではないのかと考える。

(事務局)

松山市の大可賀でのごみの受け入れは暫定的なもので、今後、松山市の市坪に新施設を建設する予定である。令和14年度に完成することを目指し、広域化を検討していく。約200億円の建設費用を3市3町で負担する予定である。

なぜ広域化するか。まず1点目は、3市3町の広域化により、交付税措置がある。あと、有利な起債が借りられ、30年間で交付税措置として50%以上返ってくるというメリットがある。2点目は伊予市と松前町がごみ処理管理組合で施設を維持管理している。焼却炉を維持するには15年間、約60億円以上の延命措置費用がかかるという試算がある。15年延命して、新施設を建設するのに約110億円かかる予定であり、1市1町でこれを負担することとなる。試算すると、松山市に持ち込む方が20年間で約44億円もの負担減となることから決断した。

まだ今は暫定ではあるが、令和14年までに広域化し、松山市の南クリーンセンターが完成したら南と西のクリーンセンターにごみを振り分けてごみを持ち込み処理する形となる。これがメリットである。

あと施設を新設しないのかという質問だが、南クリーンセンターが完成したとしても中継施設を各市町で設けることになる。中継施設を経由してごみを持ち込むことになる。理由としては、松山市の地元住民への配慮、大量に車が出入りすると大渋滞を起こすことになるので委託車両以外は、中継施設で集約して持ち込むことになる。それはCO2削減にもなり、運搬車両台数を減らすためにも各市町に中継施設を設けることになっている。現在計画を立てている最中であり、マテリアルリサイクル推進施設を補助金活用し建設する予定である。中継施設を建設しないと既存施設の解体費用が対象とならない部分もある。ダイオキシンとかアスベストがあるので、非常に高額な解体費用のことを考えると国庫補助を活用せざるを得ない状況である。

最後にバイオマス発電は、我々も検討している。中継施設建設の補助金は使えないため、別で将来的には検討していく。中継施設に年間300tぐらいいは、木材が集まる。それらを燃やして、熱利用とか、発電利用ができないかというのは考えている。ただし安定供給ができるほどの木材は集まらないため、それらを含め将来的な課題とさせていただく。前回の審議会でも説明したが、採算が取れるのは1t当たり7,000円程度の金額で持ってこないといけないが、1万2,000円かかる試算で、現状では難しい。全国的にも安定供給ができず燃やすものがない状態に陥っているところがある。今後の検討課題とさせていただきたい。

(会長)

広域化というのはもう必然の流れになっている。その理由として、コストの問題、環境を最適化するためにも、広域化する方がよいとの説明も理解した。また、前回指摘いただいた跡地利用の整備についても、ストックヤードを整備することを検討していると記載があり、委員の発言にもあった、バイオマス発電についても困難さはあるが含みを残していただいたと理解している。行政は行政の立場として、精一杯誠実に伊予市のためにやっているということは間違いなさそうだがいかがか。

(委員)

事務局の説明で理解した。私なりに整理して、市民の方に周知していきたい。

(会長)

私からのお願いだが、情報を市民の方に伝える機会を市民は望んでいる。どのタイミングがいいかはわからないが、努力すればコミュニケーションもうまくいくのではないか。懇談会や説明会などあるが、積極的に発信していただければと思う。

(事務局)

我々も情報提供というところがなかなかできていない。広報紙、ホームページ等により、内容によってお伝えできないものもあるが、積極的に機会を通じて情報提供していきたい。また、委員から意見や質問をいただければお答えしたい。

(委員)

補足説明する。環境、今は温暖化、沸騰化と言われる時代であり、市民としても心配している。私自身、防災や環境について地域で講演会などを開催している。環境新聞のようなものを作成し、地域に回覧すればどうか。

(事務局)

委員が実際に地域新聞を作られ、情報提供していることは存じている。回覧も一つの広報手段として検討させていただく。意見をいただいた形でイベントやパネル展の開催時に環境政策への取組をまとめたチラシを用意して来場者に配布する機会を設けるなど、手法を研究させていただきたい。市民の皆様に広く広報、周知できるような形を考えたい。

(委員)

広報の話が出ているが、広報区長会で職員が説明してくれれば、我々も住民に説明ができる。広報紙では、簡単な説明でしかないので、興味のある人は物足りない。市民全員に伝えられる方法を考えた方がいいのではなか。

(事務局)

具体的に施設の計画ができましたら、広報区長を通じて説明させていただきたい。

(会長)

基本計画(案)の中で、広報のことがどこかに位置づけられているのか。

(委員)

具体的に広報という文言はないが、周知徹底みたいな文言は入れてあるので、改めて検討させていただく。

(会長)

60ページのところの2.8普及啓発活動の総合検討のところにも広報・啓発活動があるが、

この部分は浄化槽がメインのパートなので、ごみ処理のところにも、可能であれば広報活動であるとか、住民の方とのコミュニケーションというような文言が入りうる余地があるのであれば、書いていただきたい。

(事務局)

18 ページ、環境教育・啓発活動のところに記載している。

(会長)

委員の皆様から何か提案なり、意見をいただきたい。事務局には、できる範囲でマイナーチェンジを検討いただきたい。

(委員)

18 ページの件で特にどこがまずいかということではないが、もし入れるとすれば広報紙・ホームページ等によりと書いてあるところに、対面で伝える機会、対面でできることを何か1ワード入れられたらより一層具体性が増すのかなと思う。

伊予市は高齢化率が高いので、実態としてホームページで情報を得られている住民が何%いるのかという問題がある。私年代でも見ることは見る。私は紙媒体の方が好きで、広報紙は隅から隅まで読んでいます。一度何%の人がホームページで情報を得ているのか、というのを把握して、ホームページの活用を検討するとよいのではないかと。情報提供とはいえ一方通行になりがちなのでその辺りも注意が必要である。

(事務局)

広報紙の方が見やすいとか探しやすいところもある。インターネットで探していくとなると自分から情報を探さないといかないと見つけにくいので、多くの市民の方に伝えられるよう検討させていただく。

(委員)

資料の中で3か所、気になる点があるので順番に質問したい。まず34ページの表2-18、本計画の目標値のところ、先ほど説明があったが前回の審議会のときに委員から指摘があったように数値が高すぎるのではなかということを受けて、数値を変更したようであるが、今後循環利用率のところ、令和10年度の目標が、前回20%だったのを16%に、令和15年度のところが25%だったのを18%にされた。しかし、その上のごみの排出量1人1日当たりのごみ排出量のところは、前回の資料と変更はないのでどのように検討されて設定しているのか、何をどう見込んで減ると思われているのか、また循環利用率のところに関して、何をどう減らせると思われているのか説明願いたい。

(事務局)

先ほど言われたとおり、循環利用率については前回10年、15年のところで20%、25%としていたが、前計画のときの目標が25%ということで、そちらに引っ張られ、その数値をゴールと考えていた。今の実績から人口推計、ごみ排出量の推計をもとに見直しを行い、循環利用率16%、18%を目標値に設定させていただいた。目標になるので少し数値は上げている。ごみの排出量は推計人口で割った1人当たりのごみの排出量についても、推計から目標値を設定させていただいた。達成が見込める目標値になっている。

(委員)

2 点目、36 ページ、食品ロスの削減のところ、文章と円グラフが新たに追加されているが、食品ロスがこれだけあるという説明をする上で、この文章とグラフは非常にわかりやすいが、書き方の問題で、左側の円グラフ、可燃ごみ全体の円グラフがあり、その中で食品廃棄物が何%ありますと言いたいことは理解できるが、見出しが可燃ごみ全体なのに青い部分は可燃ごみと書いてあるのがおかしい。ここは食品廃棄物に対するその他のごみのことを言いたいのであれば、その他の可燃ごみと表記すべきではないか。元となる愛媛県の資料も確認したが、その資料と同様に書かれているようではあるが、おかしいと思うので直していただきたい。

その隣の食品の内訳だが、見出しの文章にもあるが、直接廃棄という言葉がわかりづらい。食品ロスはまだわかるけれども、直接廃棄された食品とは何と思う。その説明を書き込む必要はないが、もう少し表現をわかりやすくしてほしい。この円グラフについても愛媛県の元のデータでは円グラフの真ん中が白抜きになって、食品廃棄が何 t あるのかしっかり書かれている。パーセンテージだけ並べられるより、実際に何 t あり、そのうちの何%でしたと書かれている方がイメージしやすい。上の文章中に出てくる数値とも対比しやすいので、その辺の数値も入れてほしい。

それからこの文章は家庭系のごみについて書かれている。愛媛県の元の資料についても家庭系のごみの話として記載されていた。それなのにこの最後の文章の中で突然、事業所と連携と書かれていてつながりがない。その後の(1)～(3)のところも、事業系の話であり、家庭系のごみの話は出てこない。そこが矛盾しているというか合わない。この文章や円グラフを入れていることに対し、その後が続かない。別項目を立てるか、家庭系のごみも(1)～(3)と入れるかしないとおかしいと感じる。

(事務局)

委員のおっしゃるとおり愛媛県の食品ロス実態調査の数字やデータを抜粋し、作成させていただいている。実際に愛媛県が公表している食品の消費期限・賞味期限の内訳の円グラフの中には直接廃棄量約 279 t と書いてある。省いた理由は、愛媛県の実態調査の資料では様々なものを含めた伊予市全体の推計をしている資料になっており、紙面の都合で必要なグラフを入れなかったため、わかりにくいものになってしまった。

直接廃棄された食品については括弧書きで「手つかず食品」と追記させていただく。左側の円グラフ、可燃ごみ全体となっているところ、「排出された可燃ごみ全体」と修正させていただく。(1)～(3)の取組について、話がつながらないとの指摘について、追記することで文章がつながるよう整理させていただく。

(委員)

3 点目、37 ページ、一番下の③海洋プラスチックごみの状況把握及び環境教育、情報発信のところ、この内容が見出しの 4R とつながらないと思う。海洋プラスチックごみの問題はリユース・リフューズとは別ではないか。この文言を入れるのであれば、別のところ、例えばその他の政策のところに入れた方がよいのではないか。

(事務局)

4R のところ(3)、③へ入れた意図としては、プラスチックに関わるところで海洋プラ

スチックのことも入れさせていただいた。海洋ごみ対策としては、世界的な課題でありマイクロプラスチックの問題もあるので、発生抑制、限りある資源の有効利用という意味で、発生を回避するというイメージでプラスチック対策のところに海洋プラスチックごみを記入させていただいた。

(会長)

委員の指摘のとおり、③海洋プラスチックごみの状況把握及び環境教育、情報発信というのが、4Rとの関係がよくわからなく唐突に出ている。委員も理解しているとおりで、事務局が書こうとしていたのはそういうことを推進することにより、海洋プラスチックごみが減ってくるとか、海洋プラスチックごみの状況、環境教育、情報発信をすることで4Rを推進していくことを言いたいのだと思う。それが読み取れないように唐突に出ているのが、まさにおっしゃるとおりである。事務局で再検討し、ここにあるべき内容になるよう、委員の意見、私の発言を参考に考えていただきたい。ここにあること自体はおかしくないが、内容がずっと入ってこないという意味だと捉えたのだがよろしいか。

(委員)

このような背景を知らないので、この内容だけだとわからない。

(事務局)

前向きに検討させていただく。

(委員)

内容について、どうなのかと思うところがある。25 ページ(2)、資源化及び循環利用率のところ、5年間に於ける循環利用率は減少傾向、愛媛県の循環利用率も減少傾向と書いてある次のところ、民間回収が進んでいることにより、一般廃棄物処理実態調査に民間回収が反映されていないため、数値的に減少していると書いてある。合計があれば、市民も県民もリサイクルが進んでいることが実感でき、また今後より一層リサイクルの意識が高まるのではないかと考える。頑張っているのに数値が上がらないし、これ以上頑張れないという意識を市民は持つのではないか。統計上の問題として書かれても頑張っている市民としては悲しむのではないか。何とか合計の数が上がれば、確かにリサイクルは進んでいると実感する。直接この内容とは関係ないが検討いただきたい。

(事務局)

数字を算出するのが難しい。検討させていただきたい。

(会長)

続いて、第3編について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

第3編、生活排水処理編について、説明させていただく。

ごみ処理編と同様に、前回の意見・質問への対応について説明し、誤字・脱字や細かい数字の修正は説明を割愛する。

また、49ページの表3-9から53ページの表3-13において、人口の単位が抜けていたり、生活排水処理率の単位の表記が統一されていなかったりしているので修正させていただく。

それではまず、44ページ、前回の審議会において、質問のあった処理水の再利用の記載

について、街路樹等への散水及び農業用水に一部利用していることを追記した。

また、60 ページ～61 ページ、計画でよく使用される「検討しています。」等の表現では計画に強さを感じないという意見、「行います。」等の表現に修正した。

続いて、山間地域の生活排水処理の計画についての意見について、58 ページの記載、公共下水道及び農業集落排水区域以外の区域では、合併処理浄化槽による処理を行うこととし、補助金等の助成制度の利用促進を図りながら普及啓発に努めたい。

以上、第3編生活排水処理編についての説明を終わる。

(会長)

では、第3編について御意見、御質問を頂戴したい。

(委員)

水産関係から一言、1950年から1970年代の高度成長期に生活排水、工場排水で様々な公害が発生した。それらを受けて、窒素やリンなどの規制を強めるため、瀬戸内法というのが、1973年に施行された。確かに水質改善されてきれいな海になった。水産関係者から言わせると、元の海に戻ったわけではない。豊かな海ではないというのが、現実だという声が広まり、2021年に改正瀬戸内法が成立し、環境を破壊しない影響しない程度に窒素やリンの栄養塩類の規制を緩め行政で適正管理することが認められた。今、神戸と広島で先行的に窒素やリンの終末処理場の排出量規制を緩め、資源を増やしていこうという取り組みを行っている。今回、愛媛県でも取り組みを始めた。これが環境政策課、上下水道課かわからないが、窒素やリンの規制を緩めることが可能なのか聞きたい。改正瀬戸内法には海洋プラスチックや海浜の保全も入っているが、一番の資源の減少の要因としては、栄養塩類の量が足りないというのがあるので、市町で連携して実施してほしい。

(事務局)

担当は、上下水道課下水道担当になる。愛媛県主導で現在、委員のおっしゃるとおり、栄養塩類の改善計画の検討について調査等が行われている。下水浄化センターが下吾川にあるが、一番処理量が多く、きちんとした処理を行っている。県下各市町も同様の施設がある。薬品の投入や運転管理方法について、愛媛県主導で今後、栄養塩類、窒素やリンの関係も環境を書しない程度に緩められることができるのではないかと方向で進んでいる。

(会長)

委員からの指摘内容について、私も下水道を専門で勉強しているので、その重要性は理解している。市役所としても十分認識し、前向きに検討を始めている。これから徐々に調査も進めていく段階にあるという理解である。

委員の発言内容を基本計画の中には、書き込む必要はないとの理解でよろしいか。

(委員)

はい。

(2) 伊予市一般廃棄物処理実施計画(案)について

(会長)

続いて、議事の(2)伊予市一般廃棄物処理実施計画(案)について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議事(2)令和6年度伊予市一般廃棄物処理実施計画(案)の説明の前に、令和5年度の一般廃棄物処理量、「ごみ」と「浄化槽汚泥」の推移について、担当から説明させていただきます。

資料3、「ごみ」の処理量の推移である。

令和3年度、4年度の実績と、令和5年度の実績見込みを記載している。

資料、上段に「家庭系ごみ」の数値を記載しており、概ね減少傾向にある。主な要因は、人口減少が考えられる。令和3年4月1日で36,301人、令和4年4月1日で35,954人、令和5年4月1日で35,709人となっている。また、燃えるごみの持込について、家庭の畳、布団等を粗大ごみの戸別回収に切り替えたことや焼却していたプラスチック製容器包装の分別も要因の一つと考えられる。

資料、中段の「事業系ごみ」については、令和5年度見込みで前年度比32%減少している。要因は、廃プラスチック類を燃えるごみと一緒に焼却していたが、分別を進めたことが要因の一つと考えられる。

資料、下段の「資源化」については、令和5年度見込みで、資源化量が増加している。要因は、4月から松山市へ可燃ごみの処理を委託したこと、市民の協力により分別が図れたこと、事業系ごみの剪定枝を資源化するようになったことが考えられる。

以上、令和5年度の一般廃棄物処理量の推移についての説明を終わる。

(事務局)

続いて、上下水道課から一般廃棄物に係るし尿及び浄化槽汚泥の見込み量について、説明させていただきます。

資料4、説明の前に訂正する。単位の表記が抜けていた。全てキロリットル(KL)である。

令和4年度の実績では、し尿が2,112KL、浄化槽汚泥が9,992KLとなっている。令和5年度の実績見込みについても、し尿が1,788KL、浄化槽汚泥が9,492KLと予想している。(令和6年2月、3月分については令和6年1月までの平均値としている。)

過去のデータや、人口変動、公共下水道等への接続、浄化槽整備区域の宅地開発などを考慮し、令和6年度の見込み量についても、し尿を1,594KL、浄化槽汚泥を9,293KLとしている。

今後も、下水道整備区域外での合併処理浄化槽普及促進のため、ホームページ・広報等を活用し、浄化槽担当者会議に参加、意見交換等を行い、一層の普及促進に努めてまいりたい。

以上、令和5年度実績量及び令和6年度予想見込み量について説明を終わる。

(事務局)

一般廃棄物処理量の推移を受けて、令和6年度伊予市一般廃棄物処理実施計画(案)について、担当より説明させていただきます。

資料5、この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項と伊予市廃棄物

の処理及び清掃に関する条例第9条第1項の規定に基づき、毎年度定めるものである。

2ページ、一般廃棄物収集運搬委託業者については、委託期間3年の2年目ということで、今年度と同じ業者となっている。

3ページ、し尿・浄化槽汚泥の処理許可業者、9ページ、一般廃棄物収集運搬許可業者については、次年度に向けて、今年度、2年に1度の許可の更新を実施している。なお、9ページの収集運搬許可業者のうち、2業者については、期限までに許可の更新手続きをしていないので、計画公表時には、削除する。

4ページの5処分の方法の(1)可燃ごみについては、伊予地区清掃センターの施設の老朽化による焼却炉の運転停止に伴い、今年度から松山市西クリーンセンターに搬入し焼却処分している。令和6年度も同様の体制となる。

なお、伊予地区清掃センターに直接持ち込まれたごみについては、大型コンテナに積替えたのち、松山市西CCに搬入することにより、経費削減、運搬に伴うCO2排出量削減で環境面に配慮している。

続いて5ページ別表1、令和6年度における一般廃棄物の処理量の見込みのうち、ごみについては、今年度策定作業を進めている、先ほどの伊予市一般廃棄物処理基本計画、また松山ブロック3市3町で作成するごみ処理広域化基本計画の推計値と同じものとなる。

以上、令和6年度伊予市一般廃棄物処理実施計画(案)についての説明を終わる。

(会長)

では、御意見、御質問を頂戴したい。

(委員)

分別の話になるが、我々の地域では分別ができていない。分別ができていないため、そのあとの作業工程で大変なことがわかるような画像や写真があれば提供してほしい。それを使い周知啓発を行いたい。いつもごみ当番の方が、自宅に持ち帰って、分別している現状がある。もう一つはわかりやすくするために、袋に番号をつけてもらっている。徹底できていない。

(事務局)

委員からの意見について、写真の提供等に関して、個別に相談いただければ対応させていただきます。

(委員)

私の地域では、新しい住宅が建ち住民も増えている。ごみステーションの蓋が閉まらないくらい毎回多くのごみが出る。そのような状況であるから、なおさら分別が重要だと考える。

(事務局)

おっしゃるとおり分別されていないごみが残っている状況は、他の地域でもある。分別ができていない方に対する周知が大事になってくる。地域で回覧を回す際の資料なども提供しているので、要望があれば相談いただきたい。

(3) 令和5年度の主な取組について

(会長)

続いて、議事の(3)令和5年度の主な取組について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

議事(3)令和5年度の取組状況について、環境政策課所管と上下水道課所管に関する取組を報告させていただきます。

まず、環境政策課所管について、報告する。

資料6、普及・啓発事業について、今年度は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたので、開催に係る制限もなく実施できた。環境教室5回、啓発活動3回の計8回である。

- ① 環境教室では「伊予市のごみ分別について」上野地区の高齢者に対して開催した。
- ② 夏休み環境教室「あかりについて楽しく学ぼう、つくろう！LEDランタンづくり」と題し、パナソニック株式会社と連携し、小学生の親子に座学と体験を通じて電気について学んでいただいた。
- ③ 夏休み環境教室「太陽の力でポップコーンをつくろう」と題し、愛媛県環境カウンセラーに協力いただき、小学生に座学と体験を通じて地球温暖化と太陽光発電について学んでいただいた。
- ④ 啓発活動「環境パネル展」夏休み環境教室の開催に合わせて10日間、地球温暖化の概要や本市の取組目標等に関するパネルを展示した。
- ⑤ 環境教室「目指せ！エコライフ～伊予市の海洋ごみ問題について～」郡中小学校5年生にSDGs及び世界と本市の海洋ごみの現状についてクイズを交えて学んでいただいた。
- ⑥ 啓発活動「太陽石油 Presents GO-MIX！ in 伊予市森海岸」太陽石油と南海放送が協賛し県内各地で開催しているごみ拾いイベントに本課が協力し、ごみの特徴及び分別方法について説明した。
- ⑦ 啓発活動「いよし市民総合文化祭&ふるさとフェスティバル」本市の取組に関するパネルを展示と愛媛県とメルカリが共同で実施する県民のリユース意識醸成にむけた実証実験として、メルカリボックスの配布を行った。
- ⑧ 環境教室「電気自動車についての学習」北山崎小学校5年生に電気自動車の普及に向けた本市の取組を学んでいただき、電気自動車(公用車)の見学を行った。

資料7、本庁舎再生可能エネルギーEV電源供給システムの導入事業について報告する。プロポーザルを経て委託事業者を令和5年8月に四電エナジーサービス株式会社に決定した。

1ページ、本事業の概念図となる。赤枠で囲まれた部分が本事業の施行部分となり、本庁舎に太陽光を電源としたEV充電設備、蓄電池等を設置し、通常時は来庁者や公用車の充電をサポートし、非常時は、今後、連携協定を結ぶ企業の所有するEVや公用車のEVを優先的に充電し、それらを電源として、避難施設の電源や物資輸送などに活用し、CO2削減とともに、防災に強いまちづくりも目指す。

2 ページ、2 の主要機器の配置等、この配置図の右端の灰色の建物が本庁舎で、真ん中の赤丸 1 が指している青いパネル部分が太陽光発電設備で、本庁舎前の駐車場の屋根部分に約 13kw のものを設置する。配置図の真ん中の赤丸 6 と 7 が指す、赤い四角のしるし部分 3 か所は、E V 普通充電設備である。完成予想は、右下の⑥⑦普通充電器設置イメージを参照ください。配置図の左端に立体駐車場とあるが、1 階の洗車スペースのところに緑色の⑩が指す、緑の小さい四角の場所に来庁者に配慮した急速充電設備を 1 台設置するもので、下段の⑩急速充電器設置イメージを参照ください。

3 ページ、上段の①は平時の使用の概念図となり、平時は太陽光パネルで発電したものを、蓄電池、公用車の E V 充電や本庁舎の需要に当てる。下段②の非常時の活用では、太陽光パネルで発電した電気は、非常用コンセントや非常時対応の E V 充電に利用する。E V を本庁舎にて充電しつつ、順番に近隣の避難場所へ移動させることで、スマホ充電、一部照明等に活用する予定である。

4 ページ、(2) 効果では、太陽光発電を蓄電池と組み合わせることで、全量自家消費を実現し、15 年間で電気料金 700 万円、CO₂ 排出量を約 127 t-CO₂ 削減する効果が見込まれる。

(3) 急速充電器の設置と電気料金削減の工夫では、E V 急速充電器の設置により本庁舎の電気料金の過大な増加を防ぐため、新しい特例需要場所制度を活用することで、本庁舎の電力契約へ急速充電器の電力を追加する場合と比べ、15 年間で電気料金が約 320 万円の削減が見込まれている。

最後に、スケジュール、9 月中旬から事業者、関係課と協議を重ね、11 月中旬から基礎工事に入り、本年度末の完成を予定している。

資料 8、公共施設への再生可能エネルギー等導入可能性調査事業について報告する。

委託事業者がプロポーザルを経て、令和 5 年 7 月にエヌエス環境株式会社に決定した。

本事業は、2050 年までの脱炭素社会の実現を見据え、2030 年までに設置可能な市有施設の 50%以上に再生可能エネルギー設備設置を目指すに当たり、市有施設への再エネ設備等の導入可能性を把握し、計画的かつ効率的に設置を進めるための調査・分析を行うことを目的とした事業である。

資料は、市有施設のうち 12 施設について、現地調査を行い結果等について取りまとめたもの。今後は、エネルギー削減及びレジリエンス強化の両方の観点から優先順位を決めて事業を実施していきたいと考えている。

資料 9、家庭ごみに関する市民アンケート調査について報告する。本市では、平成 18 年度から可燃ごみの指定ごみ袋制度を導入し、排出量に応じた負担の公平性を確保するとともに、ごみの発生抑制、再生利用の推進等に取り組んでいる。

本調査は、将来のごみ処理広域化を見据え、可燃ごみの指定ごみ袋のサイズ等に関する需要を把握し、今後の指定ごみ袋制度の検証及び更なる減量化施策に活かすために実施した。

アンケートの対象世帯については、伊予市全域から無作為抽出した 1300 世帯、期間は 1

月 19 日から 2 月 22 日の約 1 か月間とし、質問項目については、回答者の居住地・居住形態・年齢・家族構成等、指定ごみ袋のサイズ、住民のごみ減量の取組、指定ごみ袋の住民負担、生ごみ処理器、電気式生ごみ処理機に係る補助金の紹介を兼ねた質問とさせていただいた。2 月 8 日現在で、696 世帯から回答いただいております回答率 53.5%である。結果については、後日市HPにて公表予定である。

以上、環境政策課所管の報告を終わる。

(事務局)

続いて、上下水道課所管について、令和 5 年度伊予市浄化槽設置整備事業補助金の実績を報告する。

資料 10、新築では、5 人槽 30 基、7 人槽 1 基、10 人槽 1 基。転換では、5 人槽 4 基、7 人槽 1 基、10 人槽 1 基の計 38 基であった。また、今年度追加した転換に係る撤去費について、「既存槽が家屋の基礎にかかっている」や「撤去するために使用する重機等が敷地に入らない」などの理由によりわずか 1 基という結果であった。なお、今年度の申請は令和 5 年 12 月 20 日をもって終了している。

近年、転換の補助実績が伸び悩んでいるため、これまでの広報やホームページによる市民への周知に加え、新たな周知方法を検討しながら、さらなる転換促進・水環境改善に努めていく。

以上、議事 (3) について、報告を終わる。

(会長)

では、御意見、御質問を頂戴したい。

(委員)

環境政策課の活動は、すごいことをやっている。これは素晴らしい。市民側にもっとPRすればと思う。環境新聞を 3 か月に 1 回、半年に 1 回出して、自分たちの活動をアピールすべきではないか。私自身も活動について、何か月かに 1 回、活動状況を新聞にして出している。環境政策課もぜひPRしてほしい。

それからもう一つ、再生可能エネルギー導入を 2050 年カーボンニュートラル達成のためにやってほしい。伊予市は太陽光パネル、太陽光発電にこだわっている気がする。何もやらないよりですが。私もいろんなことを調べている中で、太陽光パネルは寿命が短い。懸念されるのが廃棄の問題である。背景には鉛、カドニウム、ヒ素などの有害物質の処分の問題が非常に大きい。そういうところも頭に入れた中で展開していただきたい。私自身、バイオマスや水力発電、風力発電なども検討してみても考える。

(事務局)

広報が大事だということそのとおりである。今年度は課員の努力で環境教育やパネル展示など 8 回実施できた。広報紙や市ホームページとか、愛媛CATVなどでは広報できたが、やはり普通の民放や新聞のような媒体で市民の目にかかるような努力もしていきたい。

再生可能エネルギーだが、太陽光パネル以外にも実施している。まず、EV購入補助金を今年度から新設している。すでに 20 件の申請があり、事業は現在受付終了している。来年も今年同様に予定している。それ以外にも、来年度、ZEH補助、いわゆる再生可能工

エネルギー設備、高断熱材、高効率空調設備等を組み合わせた補助事業の創設により、3万人が進み続けるまちを目指すため、環境負荷の低減とともに、環境に関心のある世帯の移住・定住を促し、人口減少対策にもつながればと考えている。

昨年、バイオマス発電、水力発電、風力発電等のポテンシャル調査を行い、伊予市にどのぐらいの資源があるか調査している。太陽光については国の施策で、2040年までに何%設置しなさいという目標が示されている。まず、太陽光により公共施設の自家消費を減らすことを前提に実施し、それ以外にLED化を進める等により消費電力を減らしていこうと考えている。バイオマス発電、水力発電、風力発電などは国の補助が見込める事業があるので、伊予市の財源を考えながら、徐々に展開していきたい。風力発電や水力発電ができる場所は、基本的に接続する幅3m以上の道路が10m以内ないと採算性が取れないなどのデータがあり、補助金の力を借りないとできないこともあるので将来的な課題とし、できる範囲で進めていきたい。まずはできる範囲のこと、太陽光、施設のLED化で電力の消費を減らしていく事業を進めながら徐々に展開していきたいので、今後ご指導賜りたい。

(委員)

了解した。

(会長)

更新されていく伊予市、出てくる技術、技術革新をどんどん取り入れていく余地もある素晴らしいところなので、委員の方からも私の方からもお願い申し上げたい。引き続き、様々な技術の導入可能性の検討をお願いしたい。先ほどの説明でもあったように全てを開示するわけにはいけないにしても、やはり市民の皆様にも市役所の一生懸命やっていることに対して、広報できればより良くなるのではないかと思います。いろいろと発言させてもらったが、基本的にはお礼である。

他にご意見等ないか。

(委員)

令和5年度の取り組み状況の普及啓発活動のところ、写真が入って様々な取り組みを拝見して、多岐にわたる内容をいろいろな場を通して子どもや大人、地域の方々に普及啓発活動をされている。忙しい中で外に出かけて事業をすることは、大変な労力もいる中で、すごくやっているなと思った。①の環境教室を上野公民館で開催したというところ、小さい単位で対面により直接話すと熱意も伝わる。伊予市の取組も紙面で見ると直接声で聞くのとでは、全然効果が違う。どのようにごみを分別していくのか方法のポイントや変更点を説明したようだが、こういったハード面でどうするのかとあわせて分別しなければ、ごみが減らなければ、どういうことが困るのかを市民が理解し納得すれば、行動に結びつくと思う。あらゆるイベントや事業ごとに対して、罰せられるからするでは一時的な効果はあっても継続しない。市民1人でも多くの方がごみの分別をやらなければと思えるような事業展開を行っていただきたい。

(事務局)

おっしゃるとおりで、今後も対面を重視しながら事業を展開してまいりたい。

(委員)

家庭ごみの処理、環境に関することは、努力されており進んでいると思う。家電ごみのことだが、一昔前は山に不法投棄されていたが最近は少なくなった。家電の買い換えだと業者が有料で引き取ってもらえるが、運搬料と処理料がかかる。処理業者に直接持ち込めば運搬料の分だけは安くなると思うがそのあたり教えてほしい。

(事務局)

家電 4 品目と言われるテレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機については、委員のおっしゃるとおり引き取ってもらう方法を皆さん利用される。直接持ち込む方法もある。こちらだと処理費用のみで費用的には安くなる。引き取りを家電屋等に依頼すれば、処理料と運搬料をあわせて冷蔵庫だと 7,000 円～8,000 円ぐらい、高ければ 1 万円ぐらいである。家電リサイクル券を郵便局で購入でき、近隣では松山市の金城産業に持ち込むと処理費用のみ、大体 5,000 円ぐらいで冷蔵庫であれば処分できる。詳しくは、ごみ分別の手引きの中に家電 4 品目の出し方のページがあるので参考にさせていただきたい。

(委員)

家電リサイクル券は、市で発行しているのか。

(事務局)

家電リサイクル券は、郵便局で購入していただくことになる。家電によっても種類やメーカー、大きさにより金額が異なるので、郵便局へ行く際は、品番やメーカーを控えて行くといい。

(4) その他

(会長)

最後、議事の(4) その他について、審議、連絡等あればお願いします。まず委員からないか。なければ事務局はいかがか。

(事務局)

今後の一般廃棄物処理基本計画策定のスケジュールについて確認する。

本日、頂戴した意見を基に反映や微調整を行い、会長に最終確認をいただくことで計画案とさせていただきます。この計画案を、本審議会の「答申」とさせていただきます、市長に報告後、計画案を 3 月上旬に市民に対して意見公募を行い、内部決裁を経たものを本計画とし公表という流れになる。

なお、市長への報告は、2 月 13 日(火) 治多会長が代表して、市長へ答申書を渡していただく予定である。

今年度の審議会の開催については、今回(第 2 回)で終わる。

委員の任期は令和 6 年 3 月 31 日までとなっており、それまでの間に審議会を開催することとなった折には、出席をお願いします。

以上、連絡を終わる。

(会長)

事務局からの説明、伊予市一般廃棄物処理基本計画(案)について、委員の意見を反映

したものを審議会の答申とさせていただく。答申に係る諸手続きは、会長に一任させていただきたい。

(委員)

了承する。

(会長)

他にないようなら、本日の議事を終了する。委員の皆様の円滑な進行への協力にお礼申し上げます。進行を事務局へ返す。

3 閉会

以上で第2回伊予市環境審議会を閉会とする。